

平成 27 年 7 月 1 日
笛吹社協規則第 2—18 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が発行する広報誌「かけはし」（以下「広報誌」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(規格および料金)

第 2 条 広告の規格及び 1 回の掲載料金は次の通りとする。ただし、広告掲載希望者との協議により、変更できるものとする。なお、掲載年度または掲載の前年度に本会の特別会員となっている法人及び団体等の広告である場合は、掲載料金を（ ）内の金額とする。

(1) 広告の規格

- ア 規格 A 縦 45 mm×横 90 mm
- イ 規格 B 縦 45 mm×横 190 mm

(2) 掲載料金 (税込)

- ア 規格 A 30,000 円 (特別会員 25,000 円)
- イ 規格 B 55,000 円 (特別会員 45,000 円)

(位置及び掲載数)

第 3 条 広告の掲載位置は、広報誌上で本会が指定した位置とし、掲載数は 1 号につき最大 2 件とする。

(申込)

第 4 条 広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、広報誌「かけはし」広告掲載申込書（様式第 1 号）に広告原稿（案）を電子メール又は電子記録媒体等により添付して事務局に提出するものとする。なお、広告原稿の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

(審査)

第 5 条 広告の申込があった場合は、事務局においてその内容を審査し掲載する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、掲載することができないものとする。

- (1) 法令等に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序もしくは善良な風俗に反し、または反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 青少年の保護または健全育成の観点から適切でないもの
- (5) 誇大広告及び不当表示、その他表現が適切でないもの
- (6) その他、会長が掲載することが好ましくないと判断したもの

(内容)

第6条 広告のデザイン及び内容等は、広報誌のイメージを損なうことのないよう、申請者と調整してから掲載するものとする。また、広告原稿に写真、イラスト、ロゴなどを使用する場合は、申請者において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は申請者が負担するものとする。

(掲載料の支払)

第7条 広告掲載料は原則として前払いとし、事務局の指定する期日までに支払うものとする。

(中止等に伴う掲載料の取扱い)

第8条 申請者の都合により掲載を中止した場合、既に支払われた広告掲載料は返還しない。

(広告主の責任等)

第9条 広告の内容に関する責任は、すべて申請者が負うものとする。

(免責事項)

第10条 本会は、申請者が広告掲載に関して損害を生じた場合について、その原因の如何に関わらず賠償する責任を負わないものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会 広報誌「かけはし」広告掲載申込書

平成 年 月 日

社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会
会 長 早 河 正 弘 殿

申請者

所在地（住所）

名 称（氏名） 印

電 話

F A X

メー ル

担当者氏名

社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会 広報誌「かけはし」広告掲載要綱第4条に基づき、下記の通り広告の掲載を申し込みます。

記

希望する規格	規格A ・ 規格B
希望する号	春号 ・ 夏号 ・ 秋号 ・ 冬号
特別会員への加入	有 ・ 無
広告の概要	(※資料に変わることがあります。)
備考	